

北海道告示第 11237 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第10に掲げるさんま棒受け網漁業（オホーツク海海域）について、その許可又は起業の認可をすべし船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
令和6年8月5日

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべし船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
さんま棒受け網漁業	オホーツク海海域	北海道斜里郡と目梨郡との境界の知床岬先端と樺太西能登呂岬先端とを結ぶ線以北であって、知床岬先端と北緯44度33分9秒、東経145度37分45秒の点を結ぶ線及び北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線以西のオホーツク海海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域と、知床岬先端から5海里以内の海域を除く。	10月5日から12月25日まで	2隻	200トン未満	① 青森県に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	令和6年8月5日から令和6年9月5日まで	1 許可の有効期間は令和6年10月5日から令和7年10月4日までとする。 2 起業の認可の有効期間は、令和6年10月5日から令和7年4月4日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3 申請書の提出先は北海道水産林務部水産局漁業管理課とする。 4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用する漁船に、集魚灯（探照灯又は投光器であって、集魚の目的をもって使用しよう設備されているものを含み、漁船の周辺に集まった魚を漁網による採捕が可能な水面に誘導するために用いる赤色灯を除く。）の消費電力の総和が120キロワットを超える設備をしてはならない。 (2) 使用する漁船に、別に定める「様式1」により夜間識別塗装をしなければならない。 (3) 操業する場合は、別に示す「様式2」により標旗を掲げなければならない。 (4) 漁獲物は、次に掲げる港以外の地に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 ただし、天災その他やむを得ない事情により陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載した場合は、この限りではない。 この場合は、その都度、北海道知事に報告しなければならない。 枝幸港、元稲府港、沙留港、紋別港、常呂港、網走港、ウトロ港、羅臼港、根室港、花咲港
	同上	同上	同上	9隻	同上	① 岩手県に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	同上	(5) さけ・ますが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (6) さんま船上選別機を設置してはならない。 (さんま船上選別機とは、以下のいずれかに該当する機器をいう。 ① 漁獲物を魚体の大きさ別に船上で選別する機能を有する機器 ② 漁獲物と海水を分離する機器であって、次に掲げる条件のいずれかに該当する機器 ア 漁獲物と海水を分離する機能を有する格子状の部分（以下「セパレーター」という。）が、ローラー等により可動可能な機能を有するもの。 イ セパレーターの隙間の間隔が8ミリメートルを超えるもの。 ウ セパレーターが機器本体と容易に脱着できる構造となっているもの。） (7) 漁獲したさんまを海中投棄してはならない。 (8) 知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じた場合は、これに従わなければならない。 (9) 規則第33条第1項に基づく別表第3に定める区域に立ち入ってはならない。 ただし、天災その他やむを得ない事情により立ち入った場合は、この限りではない。 この場合にあつては、あらかじめ北海道知事に報告しなければならない。
	同上	同上	同上	3隻	同上	① 宮城県に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	同上	
	同上	同上	同上	5隻	同上	① 福島県に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	同上	
	同上	同上	同上	3隻	同上	① 千葉県に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	同上	
	同上	同上	同上	1隻	同上	① 東京都に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	同上	
	同上	同上	同上	6隻	同上	① 富山県に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	同上	
	同上	同上	同上	3隻	同上	① 長崎県に住所を有する者 ② 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有している者	同上	